

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和３年９月２４日（金）午後２時２５分～午後２時３２分

場所 第２・第３委員会室

出席議員 委員長 片岡健一郎 副委員長 梅村 均 委員 鬼頭博和
委員 水野忠三 委員 黒川 武 委員 堀 巖
委員 梶谷規子

説明者 総務部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 岡本康弘、教育こども未来部長 長谷川忍、総務部専門監 奥井博昭
秘書企画課長 秋田伸裕、同統括主査 小野誠、行政課長 佐野剛、同主幹 兼松 英知、同主幹 酒井寿

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 高野真理子

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第 78 号	岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について	賛成多数 原案可決
議案第 79 号	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決

総務・産業建設常任委員会（令和３年９月24日）

◎委員長（片岡健一郎君） ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案２件でございます。

これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から御挨拶をお願いします。

◎総務部長（中村定秋君） 最終日でございますが、２件の議案をこちらのほうで御審議いただくということでございます。よろしくお願いいたします。

◎委員長（片岡健一郎君） それでは、審査に入ります。

議案第78号「岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 過去、これまで様々な事案があった中で、市長の給与減額という事例はどのようなものがあったのか。その事例の中での減額の額など、過去に遡ってのデータがあればお知らせいただきたいと思います。

◎秘書企画課長（秋田伸裕君） まず一番直近のところですが、令和２年１月から３月まで、３か月になりますが、参議院議員選挙での投票事務における不正事務、それからこれに併せて職員の公務外における少女に対する不適切な行為、この２件を合わせて３か月10%。

その前になりますと平成31年１月から２月、二月になりますが、固定資産税と都市計画税の課税誤り、それから障害者控除対象者認定書の送付誤り、この２件を合わせまして二月10%。

それから、その前になりますと平成30年１月、幼児二人乗り自転車購入費補助金制度における不適切な事務処理、これと平成28年度の公共下水道事業特別会計の決算不認定、これを合わせて１月10%となっております。

過去に遡って一番重い処分というものが、平成19年にありました交通死亡事故が２件続けてありましたが、そのときは３月で20%という状況です。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（堀 巖君） 議案第78号「岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について」に反対の立場で討論をいたします。

今回の削減の理由は、川井野寄地区の企業誘致に係る産業廃棄物の処理に関する問題であります。

不適切な事務というのは何かということで、本会議の中で議会の議決を経なかったことだという説明がありました。もし、仮にその不適切な事務が議会の議決を経なかったということだけであるならば、私は今回処分を受けた市長、それからあと3人の方ですか、だけではなくて、例えば例規を担当する部である総務部、庁議のメンバー、それから執行機関を監視する議会だって、全て責任が私はあると思います。

議会の本会議の中では、名古屋市長の河村たかし氏の金メダルのかじった事件で全額カット3か月という申出ということがありましたけど、さきのいろんな岩倉市の過去の事例の処分については、やはり職員の不祥事なわけです。今回は、最終的な決裁権者である市長の判断によるという大きなところがやっぱり違うのかなと思います。

今回の、先ほど不適切な事務を限定した場合には連帯責任という話をしましたが、やっぱり少なくとも今回の問題というのは、議案第74号でも申し上げましたけれども、単なる議会の議決を経なかったという事務手続なものではなくて、やはり確約書があるにもかかわらず1割にしたという市長の裁量権の逸脱が問題の中心であるというふうに考えます。

やはり今回、2人の市民から住民監査請求を出され、今現在訴訟、裁判に発展してきているという中で、多くの市民が疑念を抱いたこの事件が、先ほどちょっと繰り返しになりますけれども、事務手続の不備だけではないというふうに考えるのがよっぽど自然だと思います。よって、今回のこの給与削減の内容については同意することができず、反対をいたします。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに。

◎副委員長（梅村 均君） 今回の議案は、議案提出における手続の仕方に不備があったという、そういった内容でございます。この件は新聞記事になるなど、市民の皆様にご心配をかけたのではないかと、そういったところでございます。

責任の取り方について、これまでの事例も照らし合わせた上で決められたということで、市長の意向を尊重して賛成します。

◎委員長（片岡健一郎君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 討論はないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

議案第78号「岩倉市特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第78号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第79号「地方公務員法第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（片岡健一郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第79号「地方公務員法第22条の2第1項第1号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（片岡健一郎君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第79号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（片岡健一郎君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。